

香 港

出典（黒字部分）：

「外国制度（香港）」（個人情報保護委員会）

https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_hongkong/

（2023年10月4日に利用）

赤字修正部分：

上記出典（黒字部分）を加工して作成。

（下記担当弁護士が、2023年10月4日付けで上記「出典（黒字部分）」を確認し、アップデートがあった部分に加筆・修正したもの。日本語訳は牛島総合法律事務所による。）

調査日	2023年10月4日
法律事務所	北京市中倫律師事務所香港オフィス
担当弁護士	許卓傑 パートナー
連絡先	frederickhui@zhonglun.com

個人情報の保護に関する制度の有無	包括的な法令として、以下の法令が存在する。 <ul style="list-style-type: none">■ 個人データ（プライバシー）条例（Personal Data (Privacy) Ordinance）（以下「PDPO」という。）<ul style="list-style-type: none">- URL：https://www.elegislation.gov.hk/hk/cap486!en-zh-Hant-HK.pdf?FROMCAPINDEX=Y- 施行状況：1996年12月20日施行- 対象機関：公的部門及び民間部門の「データ利用者（data user）」（個人データに関して、単独若しくは共同で、又は他者とともに、データの収集、保持、処理又は利用を管理する者（person））- 対象情報：①生存する個人に直接又は間接に関連し、②そこから個人の同一性（identity of individual）を直接又は間接に確認することが現実的に可能であり、③当該データへのアクセス又は処理が現実的に可能な様式の「データ（data）」		
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	EUの十分性認定：なし APECのCBPRシステム：なし		
OECD プライバシーガイドライン8原則に對	OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。 <table border="1"><tr><td>① 収集制限の原則</td><td>上記法令に規定されている。 PDPOのデータ保護原則1は、個人データ</td></tr></table>	① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。 PDPOのデータ保護原則1は、個人データ
① 収集制限の原則	上記法令に規定されている。 PDPOのデータ保護原則1は、個人データ		

<p>応ずる事業者等の義務又は本人の権利</p>		<p>は適法かつ公正な手段によって収集されるものとし、収集されるデータは収集の目的に照らして適切でなくてはならず、過度であってはならないとしている。データ主体は、データ収集時又は収集前に、データの提供が義務であるか任意であるかを明示的又は黙示的に知らされなければならない。</p>
	② データ内容の原則	<p>上記法令に規定されている。 PDPOのデータ保護原則2は、データ又はデータ利用の目的（直接関連する目的を含む）の達成に必要な期間を超えて個人データが保管されないようにするため、実行可能なあらゆる措置を講じなければならないとしている。</p>
	③ 目的明確化の原則	<p>上記法令に規定されている。 PDPOのデータ保護原則1は、データ主体は、データ収集時又はデータ収集前に、データの使用目的を明示的に知らされなければならないとしている。</p>
	④ 利用制限の原則	<p>上記法令に規定されている。 PDPOのデータ保護原則3は、個人データは、データ主体の事前の同意なく新しい目的に利用してはならないとしている。</p>
	⑤ 安全保護の原則	<p>上記法令に規定されている。 PDPOのデータ保護原則4は、データ利用者が保有する個人データが不正又は偶発的なアクセス、処理、消去、紛失又は利用から確実に保護されるように、実行可能なあらゆる措置を講じなければならないとしている。</p>
	⑥ 公開の原則	<p>上記法令に規定されている。 PDPOのデータ保護原則5は、個人データに関するデータ利用者の方針及び慣行を確認し、データ利用者が保有する個人データの種類を知らされ、データ利用者が保有する個人データの主な利用目的を知らされるよう、実行可能なあらゆる措置を講じなければならないとしている。</p>

	<p>⑦ 個人参加の原則</p>	<p>上記法令に規定されている。 PDPOのデータ保護原則6は、データ主体は、データ利用者が、本人がデータ主体である個人データを保持しているかどうかを確認する権利を有するものすると規定されている。また、データ主体は、合理的な期間内に、過度でない手数料（もしあれば）で、合理的な方法かつわかりやすい形式で、個人データへのアクセスを要求する権利を有し、かかる要求が拒否される場合にはその理由が説明されるものとする。これに加え、データ主体は、個人データの訂正を要求する権利を有し、かかる要求が拒否される場合にはその理由が説明されるものとする。</p>
<p>その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度</p>	<p>■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>—</p> <p>■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの</p> <p>① 香港国家安全維持法（The Law of the People’s Republic of China on Safeguarding National Security in the Hong Kong Special Administrative Region）（NSL）</p> <ul style="list-style-type: none"> - 香港特別行政区（「香港」政府）警察の国家安全維持部門による、国家の安全を害する犯罪事案を処理する場合の、質問への回答及び資料提出要請。 - 同法に基づく民間事業者が保有する個人情報へのアクセスに関しては、例えば、以下の点に関する規定が存在しない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 取得された情報の取扱いの制限・安全管理 ・ アクセスの実施に関する透明性の確保 	<p>上記法令に規定されている。 PDPOの4条は、データ利用者は、データ保護原則に違反する行為を行ったり、従事したりしてはならないとしている。データ保護原則に違反する行為は、PDPOが定める例外に該当する場合を除き、犯罪となり罰金又は懲役刑が科せられる。</p>

本書に記載がない部分については、個人情報保護委員会の原典をご参照ください。

https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_hongkong/